

今後の議会改革への取り組みについて

協 議 項 目	たたき台案	備 考
1 議員定数の取り扱い	第1部会において、一定の方向性を定めることとし、本協議会の設置期間終了後は、議会改革を検討する場を引き続き設け協議する。	
2 分科会運営方法の見直し	第3部会において、結論を出すか、一定の方向性を定めることとし、本協議会の設置期間終了後は、議会改革を検討する場を引き続き設け協議する。	
3 通年会期及び本会議における公聴会の開催・参考人招致の取り扱い	本協議会の設置期間終了後は、議会改革を検討する場を引き続き設け協議する。	